

「三重県モーターボート及びヨット事故防止条例」平成16年10月19日三重県条例第65号

第三条（海女、海水浴者、漁船等への接近禁止）

操縦者は、作業中の海女、遊泳中の海水浴者又は漁ろう中の漁船若しくは漁具（定置されている漁具を除く。）から二百メートル以内、水産動植物の養殖施設又は漁ろう中の定置されている漁具から百メートル以内の区域に入り、モーターボート等を操縦してはならない。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 マリーナを出港し、又はマリーナに入港するためモーターボート等を時速六ノット以下で操縦し、かつ、作業中の海女、遊泳中の海水浴者、漁ろう中の漁船若しくは漁具又は水産動植物の養殖施設に被害を与えるおそれがないとき。
- 二 モーターボート等の乗船者に急病、傷害その他緊急な事態が発生したとき。
- 三 天候の急変により直ちにその場から避難しなければならないとき。
- 四 船体又は推進機関の故障により正常な操縦が困難であるとき。
- 五 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。

第八条（罰則）

第三条（海女、海水浴者、漁船等への接近禁止）又は第四条（酒酔い等による操縦禁止）の規定に違反した者は五万円以下の罰金に処する。

以上